

5 日給等の内訳 (源泉徴収票等の証明のない方は記入してください。)			
月	日給	勤務日数	月収等
1	6,901 円	17 日	117,317 円
2	6,901	17	117,317
3	6,901	17	117,317
4	6,901	17	117,317
5	6,901	17	117,317
6	6,901	17	117,317
7			0
8			0
9			0
10			0
11			0
12			0
賞与等			100,000 円
合計		オ	803,902
法人番号又は所在地 奈良市〇〇町61-1			
勤務先名 ○株式会社			
電話番号 0742-〇〇-〇〇〇〇			
10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項			
総合譲渡	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)
短期	円	円	円
長期			コ
一時			サ
合計ケ [(コ+サ) × 1/2]			
11 事業専従者に関する事項			
氏名	統柄	生年月日	専従者給(控除額) 賃用 個人番号
明・大 年 月 日	円	月	：
明・大 年 月 日	円	月	：
13 事業税に関する事項			
非課税所得など	所得金額		
損益通算の特例適用	円		
前の不動産の所得	円		
事業用資産の譲渡損失など	円		
譲渡の種類 (扶養、非扶養など)	円		
前年中の開業・廃業	開始・廃止 月 日		
他認可府県の領事館等	(有・無)		
14 寄附金税額控除に関する事項			
都道府県・市区町村 (特別控除対象)	奈良県共同募金会 日本赤十字社奈良県支部		
寄附金額	円		
寄附先	円		
15 所得金額調整控除に関する事項			
氏名	統柄	生年月日 明・大・昭 年 月 日	配偶者に該当する場合
個人番号	：	：	級 别団の場合は 住所
16 所得がなかった方の記入欄			
前年中に所得がなかった方又是扶養されていた方等は、記入してください。			
(1)前年中に所得がなかった方 (生活状況について、該当するものを○で囲んでください。)			
ア 遺族年金 イ 障害年金 ウ 傷病手当 エ 雇用(失業)保険 オ 児童扶養手当 カ 青年休業給付金 ナ 生活保護 ク 貯蓄 ケ 親族等の援助			
(2)扶養されていた方 あなたを扶養していた方 氏名 統柄 □ 同居 □ 別居 (住所:)			
(3)別に住んでいた方 国名 居住期間 年 月 ~ 年 月 日 本での収入の有無 □ 有り □ 無し			
(4)上記(1)~(3)に該当しない方は、収入がなかった理由及び生活費はどうされていたか記入してください。(パートやアルバイト收入は「5 日給等の内訳」欄に記入してください。)			

●5 日給等の内訳

アルバイト・パート・日雇いなどで、源泉徴収票等証明のない方は記入してください。勤務先が一定しない場合は、主な勤務先についてその法人番号又は所在地、勤務先名、電話番号等を記入してください。なお、月収がなかった月は0円と記入してください。

●7~10の明細の記入について、ご不明な点があれば市民税課にお問い合わせください。

●14 寄附金税額控除に関する事項

(領収書等の証明書を添付してください。)

- (1) 前年中に都道府県・市区町村に寄附をされた場合

特例控除対象の都道府県・市区町村に対して寄附をされた合計額を「都道府県・市区町村」欄に記入してください。

特例控除対象以外の都道府県・市区町村に対して寄附をされた合計額は、「都道府県・市区町村 (特例控除対象以外)」欄に記入してください。

- (2) 前年中に奈良県共同募金会、日本赤十字社奈良県支部に寄附をされた場合

奈良県共同募金会、日本赤十字社奈良県支部に対して寄附をされた合計額を「奈良県共同募金会・日本赤十字社奈良県支部」欄に記入してください。

- (3) 前年中に奈良県条例・奈良市条例で指定された団体等に寄附された場合

対象の団体等に寄附をされた合計額を「奈良県条例指定分」「奈良市条例指定分」の欄にそれぞれ記入してください。

※団体によっては市民税・県民税いずれかのみの対象となる場合がありますのでご注意ください。詳しくは奈良市ホームページにも掲載しています。

上記寄附金の合計額が2千円を超える場合、一定の計算式により算出した寄附金税額控除額が令和8年度市民税・県民税の所得割額から控除されます。控除額の計算方法等の詳細については、市民税課にお問い合わせください。

●15 所得金額調整控除に関する事項

- (1)給与収入が850万円を超える人、イ:本人が特別障害者、イ:23歳未満の扶養親族を有する人、ウ:特別障害をもつた扶養親族・同一生計配偶者を有する人、ア:扶養親族を有する人、(2)扶養親族の扶養親族として記載されている人、(3)扶養親族の扶養親族として記載されている人、(4)扶養親族の扶養親族として記載されている人。

令和8年度 市民税・県民税申告書の書き方

・医療費控除を申告される場合、「医療費控除の明細書」を必ず作成し、添付してください。
源泉徴収票の添付または提示による申告はできません。

○申告に必要なもの

- 申告書、マイナンバーカード、もしくは個人番号通知カードと本人確認書類
 - 前年中の収入や所得を証明できる書類 (源泉徴収票・給与明細書・決算書・家計簿等)
 - 国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・国民年金の領収書等 (支払日が前年中の日付のもの)
 - 生命保険料・地震保険料の控除証明書
 - 医療費控除を申告する場合は、令和7年1月~12月に支払った医療費通知書、作成した医療費控除の明細書
 - セルフメディケーション税制の控除を申告する場合は、令和7年1月~12月に購入した医薬品の明細書
 - その他各種控除を受けるために必要な書類等
- ※上記③~⑦については、所得が45万円以下 (収入がない場合も含む。) の人、非課税になる人は不要です。

○税制改正による令和8年度の市民税・県民税の主な改正点

【給与所得控除の見直し】

- 給与所得控除について、最低保障額が65万円 (改正前 55万円) に引き上げられました。よって、給与収入が190万円以下の場合は、給与収入から65万円を差し引いた額が給与所得となります。

※給与収入が190万円を超える場合の給与所得控除額に変更はありません。

【特定親族特別控除の創設】

- 年齢19歳以上23歳未満の親族等 (配偶者、事業専従者として給与の支払を受ける人等を除きます。) のうち、合計所得金額が58万円を超えて特定扶養控除を適用できない場合についても、その特定親族の合計所得金額に応じた金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

【扶養控除等の所得要件の改正】

- 扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が58万円以下 (改正前48万円以下) に引き上げられました。
- 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円 (改正前: 55万円) に引き上げられました。

そのほか税制改正による令和8年度市民税・県民税の主な改正点の詳細は、奈良市ホームページにも掲載しています。

奈良市ホームページで所得金額や各種控除額などを入力すると、市民税・県民税の試算や申告書の作成ができます。

ふるさと納税の「自己負担額の2千円を除いた全額が控除される額の目安」も試算できます。

申告書を印刷して内容を確認し、必要書類等を添付して市民税課に持参するか送付してください。

奈良市 税額試算 検索サイトでキーワード検索もできます。

●11 事業専従者に関する事項

生計を一にしている15歳以上の親族のうち、事業にもっぱら従事していた人で、専従者1人につき①と②のいずれか少ない金額を控除できます。(ただし配偶者控除・扶養控除と重複して適用することはできません。)

- ①500,000円 (配偶者は860,000円)
②事業所得+不動産所得+山林所得

事業専従者の数 + 1

●12 別居の扶養親族等に関する事項

別居の扶養親族を有する場合は記入してください。

●13 事業税に関する事項

営業およびその他の事業所得金額と青色申告控除額の合計額が290万円を超える場合で各項目に該当する事項がある場合のみ、記入してください。

なお、詳細については奈良県税事務所 (電話 0742-20-4533) におたずねください。

●14 事業税に関する事項

営業およびその他の事業所得金額と青色申告控除額の合計額が290万円を超える場合で各項目に該当する事項がある場合のみ、記入してください。

●16 所得がなかった方の記入欄

前年中いろいろな事情で所得がなかった人は、その理由やあなたを扶養していた人の氏名、統柄などを記入してください。

※パートやアルバイト収入、知人の手伝い賃金等は給与収入になります。

※長期譲渡、短期譲渡、株式等の譲渡等、先物取引、山林所得等のある方は、別途申告書 (分離課税等用) が必要ですので、市民税課までご連絡ください。

※市外に居住している人で奈良市内に事務所、事業所または家屋敷のある人は、「事業所を有する個人」または「家屋敷を有する個人」として、市民税・県民税の均等割が課税されます (地方税法第294条第1項第2号)。該当される人は、申告が必要ですので、市民税課までご連絡ください。

○申告の受付

申告書は、なるべく郵送等で提出してください。添付書類も必ず同封してください。郵送等で提出する人で、申告書の控えの返送を希望する場合は、提出する申告書のコピーと切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※記載に不備などがある場合はご来庁願う場合もありますので、ご留意ください。

●申告者氏名欄
あなたの住所、氏名、個人番号(マイナンバー)、生年月日、電話番号、前年中の職業を記入してください。

●3.所得から差し引かれる金額に関する事項

①社会保険料控除 (国民年金、国民年金基金は控除証明書等を添付してください。)
健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、厚生年金、国民年金などの保険料
控除額=支払った保険料の金額
※ご家族の年金から天引きされている社会保険料は申告できません。
※年金天引き分(本人分)とその他の納付書で支払っている分をあわせて申告できます。
※本人の給与・年金から天引きされている社会保険料は「その他」に記入してください。

⑫小規模企業共済等掛金控除 (証明書を添付してください。)
第一種共済掛金・心身障害者扶養共済掛金・確定拠出年金法の個人型または企業型年金加入者掛金
控除額=支払った共済掛金の金額

⑯生命保険料控除 (生命保険料控除証明書を添付してください。)
生命保険・簡易生命保険 農協等の生命共済等
平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料(新契約)と、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料(旧契約)は保険料控除の取扱いが異なります。各契約の新旧区分、一般・介護医療・個人年金の適用区分については、控除証明書により確認ください。
一般生命保険・介護医療保険・個人年金保険の各控除を合計した生命保険料控除の上限額は70,000円となります。
【新契約】一般生命保険・介護医療保険・個人年金保険とも
年間の支払保険料等 控除額
12,000円以下 支払保険料等の全額
12,001円~32,000円 支払保険料等×1/2+6,000円
32,001円~56,000円 支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円を超す場合 28,000円(限度額)
※新契約・旧契約の両方を合算して控除の適用を受ける場合は、一般生命保険・個人年金保険とも控除の上限額は28,000円です。なお、旧契約のみで算出した控除額が、新契約・旧契約の両方を合算して算出した控除額を上回る場合は、旧契約のみの控除額を適用します。

⑯地震保険料控除 (地震保険料控除証明書を添付してください。)
一定の地震保険、損害保険等
(1)地震保険の場合
控除額=支払金額の合計額の1/2(限度額25,000円)
(2)旧長期損害保険(平成18年末までに締結した契約のうち、保険期間が10年以上で、満期返戻金があり、平成19年1月1日以後に契約等を変更していないもの)の場合
支払保険料等 控除額
5,000円以下 支払保険料等全額
5,001円~15,000円 支払保険料等×1/2+2,500円
15,000円を超す場合 10,000円(限度額)
(3)上記(1)の地震保険と(2)の旧長期損害保険が両方ある場合
(1)の控除額と(2)の控除額の合計額(限度額25,000円)。一つの契約で、上記(1)と上記(2)の双方に該当する場合、いずれか一方の控除としてのみ適用可能)

⑰寡婦控除
夫と離婚した人で、子以外の扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下である人、または夫と死別した人で、合計所得金額が500万円以下である人
控除額 260,000円

⑯ひとり親控除
婚姻歴の有無に関わらず、生計を一にする子(総所得金額等が58万円以下)を有する単身の人で合計所得金額が500万円以下である人
控除額 300,000円
※(17)・(18)ともに令和7年12月31日時点での住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある人は対象外です。

⑯勤労学生控除 (学生証等の写しを添付してください。)
令和7年12月31日現在、学生または生徒で、前年中の合計所得金額が85万円以下で、自己の勤労によるない所得が10万円以下である人
控除額 260,000円

⑯障害者控除 (障害者手帳・障害者控除対象者認定書の写しを添付してください。)
令和7年12月31日現在、あなたやあなたの同一生計配偶者(控除対象配偶者を含む)、扶養親族が次のいずれかに当たる場合
特別障害者:療育手帳(1級、2級)、精神障害者保健福祉手帳(1級)、戦傷病者手帳(特別項症から第3項症)等
障害者:上記以外の障害者手帳等の交付を受けている人
特別障害者控除額 300,000円(同居の場合530,000円)
障害者控除額 260,000円
※市が発行する「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている場合も障害者控除を受けられます。

⑯雑損控除
雑損控除を申告される方は、各種証明書等を提出していただく必要がありますので、市民税課までご連絡ください。

⑯医療費控除
※令和7年1月1日から12月31日までに支払った医療費等を合計し、明細書を添付してください。
※「従来の医療費控除」か「セルフメディケーション税制」のうち適用する方を選択してください。
(1)従来の医療費控除
医者、歯医者等に支払った治療費や通院のための交通費など、治療のために支出した費用(支払った医療費等)-(保険金等で補填される金額)-(総所得金額等×5%と10万円のいずれか低い方の金額)=控除額
※予防接種・特定健康診査の費用や文書料は対象になりません。
※おもづやストマ用装具代の申請は、使用証明書を添付してください。
申告について詳しくは、同封の「医療費控除を申告される方へ」をご覧ください。
(2)セルフメディケーション税制控除
(スイッチOTC医薬品購入費)-(保険金等で補填される金額)-12,000円=控除額

令和8年度(令和7年分)市民税・県民税申告書
※令和7年中の内容を記入してください。

(宛先) 奈良市長
住所・氏名等

住所	奈良市二条大路南一丁目1-1			業種又は職業
令和8年1月1日の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 上記と同じ			
フリガナ	シモンゼイ タロウ			個人番号(マイナンバー)
氏名	市民税 太郎			1:1 2:2 3:3 4:4 5:5 6:6
生年月日	大昭平令 26年12月26日	電話	(0742) 34-1111	

令和8年2月20日 提出

※この欄は記入しないでください。

書類番号	本人	確認
有・無	有・無	合・否
調査番号		
合意番号		

3.所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	社会保険の種類	支払った保険料
	国民健康保険	182,800円	後期高齢者医療保険	
	介護保険	41,400円	国民年金保険	
その他()		合計	224,200円	

⑭小規模企業共済等掛金控除	支払った第一種共済掛金	
	心身障害者扶養共済掛金等の合計額	

⑮生命保険料控除	新生命保険料の支払合計	新個人年金保険料の支払合計	介護医療保険料の支払合計	18,280円
	旧生命保険料の支払合計	旧個人年金保険料の支払合計		
	76,273円			

⑯地震保険料控除	地震保険料の支払合計		旧長期損害保険料の支払合計	
	8,600円			

⑰寡婦控除	死別・生死不明	○ひとり親控除	□ひとり親控除	
	離婚・未帰属	○勤労学生控除	(学校名)	

⑱障害者控除	氏名	市民税 二美	身体・精神・療育・()	4級程度
	氏名		身体・精神・療育・()	級程度
	配偶者の氏名		生年月日	同居別居

⑲・⑳配偶者(特別)控除・同一生計配偶者	市民税 千代子	昭平 28年 6月 7日	(同居別居)	(給与)(年金) 795,900円
	個人番号	2:2 3:3 4:4 5:5 6:6 7:7	配偶者の合計所得金額	0円
	氏名	生年月日	同居別居	□同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)

㉑・㉒扶養親族・特定親族特別控除	市民税 二美	昭平 50年 3月 5日	(同居別居)	子 3:3 4:4 5:5 6:6 7:7 8:8 9:9
	特親	○	控除額	万円
	氏名	生年月日	同居別居	個人番号

㉓・㉔扶養親族・特定親族特別控除	市民税 和子	昭平 5年 4月 8日	(同居別居)	母 4:4 5:5 6:6 7:7 8:8 9:9
	特親	○	控除額	万円
	氏名	生年月日	同居別居	個人番号

㉕・㉖扶養親族・特定親族特別控除	市民税 拓也	昭平 23年 5月 10日	(同居別居)	子の子 5:5 6:6 7:7 8:8 9:9 0:0
	特親	○	控除額	万円
	氏名	生年月日	同居別居	個人番号

㉗・㉘医療費控除	市民税 拓也	昭平 23年 5月 10日	(同居別居)	子の子 5:5 6:6 7:7 8:8 9:9 0:0
	特親	○	控除額	万円
	氏名	生年月日	同居別居	個人番号

㉙・㉚医療費控除	損傷の原因	損傷年月日	損傷を受けた資産の種類
	損害金額	保険金等で補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	申告する方で開んでください。	支払った医療費等	保険金等で補填される金額

㉛・㉜医療費控除	従来の医療費控除	セルフメディケーション	80,000円	15,000円

どちらかを選択して
総所得金額等の5% 1,294,034×5% = 64,701(10万円より小さい)
○で囲んでください。
医療費控除額 80,000-15,000-64,701=299

4.所得から差し引かれる金額

㉝・㉞雑損控除	損傷の原因	損傷年月日	損傷を受けた資産の種類
	損害金額	保険金等で補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	申告する方で開んでください。	支払った医療費等	保険金等で補填される金額

㉟・㉟医療費控除	従来の医療費控除	セルフメディケーション	80,000円	15,000円

どちらかを選択して
総所得金額等の5% 1,294,034×5% = 64,701(10万円より小さい)
○で囲んでください。
医療費控除額 80,000-15,000-64,701=299

㉟・㉟医療費控除

合計所得金額が2,400万円を超える人は、合計所得金額に応じて控除額が段階的に減少します。合計所得金額が2,500万円を超える人は、基礎控除が適用されません。下記の表を参照して控除額を記入してください。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	430,000円
2,400万円超2,450万円以下	290,000円
2,450万円超2,500万円以下	150,000円
2,500万円超	適用なし

㉟・㉟特定親族特別控除

特定扶養親族(19歳以上23歳未満)の合計所得

58万円超~95万円	45万円
95万円超~100万円	41万円
100万円超~105万円	31万円
105万円超~110万円	21万円
110万円超~115万円	11万円
115万円超~120万円	6万円
120万円超~123万円	3万円
123万円超	なし

●営業等(ア・①)、農業(イ・②)、不動産(ウ・③)
申告書裏面の「7事業(営業等・農業)・不動産所得に関する事項」に収入及び必要経費等を記入し、収入金額の合計は、ア・イ・ウ欄へ、所得欄は①・②・③欄へそれぞれ記入してください。(収支内訳書を添付してください。※奈良市ホームページに見本を掲載しています。確定申告書の様式も可)

●配当(エ・⑤)
令和7年1月1日から12月31日までに受けた配当額を記入します。
(配当計算書、支払通知書、特定口座年間取引報告書等を添付してください。)
※上場配当等に係る配当所得につきましては市・県民税のみで申告することはできません。

●給与(オ・⑥)
源泉徴収票の支払金額をオ欄に、給与所得控除後の額を⑥欄に記入してください。源泉徴収票が発行されない場合は、裏面「5日給等の内訳」に記入してください。
※源泉徴収税額の記載は不要です。
給与所得金額の計算(複数ある場合は合計して計算)

給与等収入金額①	給与所得の金額
650,999円以下	0円
651,000円~1,899,999円	①-650,000円
1,900,000円~3,599,999円	(C)×70%~80,000円
3,600,000円~6,599,999円	(C)×80%~440,000円
6,600,000円~8,499,999円	①×90%~1,100,000円
8,500,000円~	①-1,950,000円

-(C)= $\begin{cases} \text{650,999円以下} & 4,000円 \\ 1位以下 & 4,000円 \\ \text{切替} & \end{cases}$

※特定支出控除の適用を受ける場合は、上記の表と異なります。

●公的年金等(カ・⑦)
公的年金等の源泉徴収票の支払金額の合計額をカ欄に記入してください。所得金額は、「公的年金等に係る雑所得算表」の計算式で求めで⑦欄へ記入してください。
(※企業年金も含みます。)
※本人分のみ記入してください。
※源泉徴収税額の記載は不要です。
公的年金等に係る雑所得算表

年齢区分	年金収入金額(A)	所得金額
65歳未満 (昭和36年1月2日以降生まれ)	130万円以下 130万円超~410万円以下 410万円超~770万円以下 770万円超~1,000万円以下 1,000万円超	(A)-600,000円 (A)×75%~275,000円 (A)×85%~685,000円 (A)-1,955,000円 (A)-1,100,000円 (A)×75%~410万円 (A)×85%~685,000円 (A)×95%~1,455,000円 (A)-1,955,000円
65歳以上 (昭和36年1月1日以前生まれ)	330万円以下 330万円超~410万円以下 410万円超~770万円以下 770万円超~1,000万円以下 1,000万円超	(A)×75%~275,000円 (A)×85%~685,000円 (A)×95%~1,455,000円 (A)-1,955,000円

※公的年金等の雑所得以外の所得の所得金額が1,000万円を超える場合には一律10万円が、2,000万円を超える場合には一律20万円が控除額から引下げられます。

●業務(キ・⑧)
業務には、原稿料、講演料、ネットオークション等を利用した個人取引の副収入などが該当します。収入金額はキ欄へ、所得金額は⑧欄へ記入してください。

●その他(ク・⑨)
その他には、公的年金等(カ・⑦)及び業務(キ・⑧)に係るもの以外の雑所得が該当します(個人年金、互助年金など)。収入金額はク欄へ、所得金額は⑨欄へ記入してください。
個人年金を申告される方は、扶養者より送付され、申告用に支払金額や経費等が記載された書面を添付してください。
※「●業務」、「●その他」は収入金額から必要経費を差し引いた額が所得となります。
詳細を裏面の「9雑所得(公的年金等以外)に関する事項」に記入してください。

㉟・㉟配偶者控除・㉟配偶者特別控除・㉟扶養控除
あなたと生計を一にする配偶者、親族(他の人の扶養親族は除く)で、前年中の合計所得額が58万円以下の人について記入してください。また、配偶者の合計所得額が58万円を超える場合は、以下の表を参照して控除額を記入してください。
なお、配偶者の合計所得額が58万円以下で、あなたの合計所得額が1,000万円を超えている場合は、「□同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)」にチェックを入れてください。配偶者控除は適用にいませんが、扶養している配偶者の障害者控除は受けすることができます。
※同一生計配偶者…納税義務者と生計を一にする配偶者で合計所得額58万円以下の人は、控除対象配偶者…同一生計配偶者のうち、合計所得額が1,000万円以下の納税義務者の配偶者

配偶者・配偶者特別控除の控除額	あなたの合計所得額
900万円以下	900万円